第九条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「法第十七条第二項」の下に「において準用する法第七条の二第二項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　第三条の四第二項の規定は、法第十七条第二項において準用する法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第三条の四中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第二項第四号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第九条第三項中「前項の」を「第三条の四第二項の」に改め、「法第十七条第二項」の下に「において準用する法第七条の二第二項」を加え、「前項第一号」を「第三条の四第二項第一号」に改め、「港湾開発等」と」の下に「、同項第五号中「方法書」とあるのは「準備書」と」を加える。

第十条第一項を次のように改める。

第三条の五の規定は、法第十七条第二項において準用する法第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第三条の五中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第十条第二項中「前項の」を「第三条の五の」に改め、「法第十七条第四項」の下に「において準用する法第七条の二第四項」を加え、「前項第二号」を「第三条の五第二号」に改め、「港湾管理者」との下に「、方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と」を加える。

第十一条及び第十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（評価書の公表）

第十五条の二　第三条の二の規定は、法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

2　第三条の二の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

第二十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を、「第十五条第二項」の下に「、第十五条の二第二項」を加え、「及び第四条第一項」を削り、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と」の下に「、第三条の二中「法第七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条の三中「法第七条の二第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第一項」と、同条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条の四第一項及び第二項中「法第七条の二第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第二項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号から第四号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第三条の五中「法第七条の二第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第四項」と、同条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第四項」と、同条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、第四条の二中「法第十一条第三項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十一条第三項」と」を加え、「「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と」の下に「、第七条の二第一項中「法第十六条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と」を加え、「「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第九条第一項」を「第九条第一項」と、「法第十七条第二項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と」を「法第十七条第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と」と、「法第十七条第四項」とあるのは「法第十七条第四項」を「法第十七条第二項」と読み替えるものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第三十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第三十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第三十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第四十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第四十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第四十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第四十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第四十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第四十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第四十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第四十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第四十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第四十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第五十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第五十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第五十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第五十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第五十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第五十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第五十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第五十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第五十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第五十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第五十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第五十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第六十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第六十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第六十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第六十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第六十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第六十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第六十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第六十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第六十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第六十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第七十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第七十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第七十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第七十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第七十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第七十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第七十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第七十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第七十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第七十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第八十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第八十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第八十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第八十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第八十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第八十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第八十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第八十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第八十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第八十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第八十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第九十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第九十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第九十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第九十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第九十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第九十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第九十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第九十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第九十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第九十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第九十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百二十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百二十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百二十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百二十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百二十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百二十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百二十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百二十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百二十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百二十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百二十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百二十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百三十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百三十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百三十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百三十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百三十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百三十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百三十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百三十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百三十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百三十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百三十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百三十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百四十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百四十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百四十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百四十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百四十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百四十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百四十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百四十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百四十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百四十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百四十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百四十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百四十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百四十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百五十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百五十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百五十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百五十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百五十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百五十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百五十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百五十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百五十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百五十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百五十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百五十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百六十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百六十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百六十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百六十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百六十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百六十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百六十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百六十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百六十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百六十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百六十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百六十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百七十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百七十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百七十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百七十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百七十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百七十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百七十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百七十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百七十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百七十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百七十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百七十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百七十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百七十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百八十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百八十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百八十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百八十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百八十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百八十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百八十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百八十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百八十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百八十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百八十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百八十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百八十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百九十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百九十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百九十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百九十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百九十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百九十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百九十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百九十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百九十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第百九十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第百九十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第百九十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第百九十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百二十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百二十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百二十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百二十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百二十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百二十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百二十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百二十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百二十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百二十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百二十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百二十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百三十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百三十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百三十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百三十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百三十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百三十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百三十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百三十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百三十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百三十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百三十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百三十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百三十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百三十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百四十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百四十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百四十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百四十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百四十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百四十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百四十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百四十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百四十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百四十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百四十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百四十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百四十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百五十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百五十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百五十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百五十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百五十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百五十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百五十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百五十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百五十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百五十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百五十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百五十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百五十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百六十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百六十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百六十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百六十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百六十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百六十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百六十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百六十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百六十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百六十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百六十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百六十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百六十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百六十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百七十条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百七十一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百七十二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百七十二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百七十三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百七十四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百七十五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百七十五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百七十六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百七十七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百七十八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百七十八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百七十九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百八十条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百八十一条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百八十一条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百八十二条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百八十三条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百八十四条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百八十四条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百八十五条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百八十六条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百八十七条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百八十七条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百八十八条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百八十九条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百九十条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百九十条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百九十一条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百九十二条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百九十三条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百九十三条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百九十四条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百九十五条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百九十六条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百九十六条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第二百九十七条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第二百九十八条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第二百九十九条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第二百九十九条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三百条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三百一条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第三百二条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第三百二条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三百三条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三百四条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第三百五条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第三百五条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三百六条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三百七条中「第一項第二号及び第三号」を削る。

第三百八条の次に次の一条を加える。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第三百八条の二　第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第三百九条中「第七条第二項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三百十条中「第一項第二号及び第三号」を削